様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申 請 者 | 住　所 |  |
| 氏　名 | (※) |
| 電　話 |  |

遠賀町長　　　　　　　　様

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、代表者自署しない場合は、記名押印してください。

補　助　金　交　付　申　請　書

　　　年度において、合併処理浄化槽を設置したく遠賀町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | | 遠 賀 町 | |
| 浄化槽 | | （　　　　　　）人槽・メーカー（　　　　　　）形式（　　　　　　　 ） | |
| 送風機 | | メーカー（　　　　　　形式（　　　　　　）風量（　　　　ι／min） | |
| 交付申請額 | | 金　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| 所有者 | | １　本人　２　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） | |
| 住宅の用途 | | １　申請者居住住宅　２　借家　３　その他（　　　　　　　　　　　　 ） | |
| 建物の種類 | | １　専用住宅　　　　　　　（延べ床面積　　　　　　　　　　　　　 ㎡） | |
| ２　店舗等併用住宅（居住部分　　　　　　　㎡、その他　　　　　　 ㎡） | |
| ３　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡） | |
| 工期 | | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 | |
| 放流先 | | １　河川　２　側溝　３　用悪水路　４　その他（　　　　　　　　　　 ） | |
| 施工業者 | | 名称  　　　　　　　　　　　　TEL　　　―　　　―  　　　　　設備士氏名 | |
| 県知事登録番号　　　　― | 県知事届出番号　　　　― |
|  | | | |
| 添　付　書　類 | ①　浄化槽設置届及び受理書の写し  　②　工事請負契約書の写し  　③　浄化槽設備士免状又は修了証書の写し  　④　浄化槽認定シート・登録証の写し・浄化槽管理(Ｃ)票（10人槽以下のみ）  　⑤　住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書  　⑥　市町村税の滞納のない証明書（町外申請者の世帯員中、課税対象者のみ）  　⑦　その他、町長が必要と認める書類 | | |

※　裏面の宣誓書・同意書もご記入ください。（同意書は町内申請者のみ）

宣　誓　書　（全ての申請者がご記入ください）

１　申請者及び世帯員は、暴力団員及び暴力団関係者でないことを誓います。

２　合併処理浄化槽付き専用住宅を建築するにあたり、国、県、町又は他団体からの助成を受けていないことを誓います。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者  ※自筆で  ご記入く  ださい。 | 住　　所  　ふ り が な  　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(※)  　生年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |

同　意　書　（町内申請者はご記入ください）

○　この書面に記載した申請者及び課税対象者について、遠賀町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第４条第２項に規定する要件に係る確認のため、次に掲げる遠賀町における町税等の納付状況等について調査されることに同意します。

|  |
| --- |
| ※町税等  　町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上・下水道使用料、  　下水道受益者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、  　学校給食費、保育料 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者  ※自筆で  ご記入く  ださい。 | 住　　所  　ふ り が な  　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(※)  　生年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 | | | |
| 申請者  と同一  世帯の  課税対  象　者 | ふ り が な | 生 年 月 日 | 続　柄 | 備　考 |
| 氏　　　名 |
|  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |

|  |
| --- |
| （参考）遠賀町賀町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第４条  （補助金の交付）  第４条　町長は、前条に定める地域内において専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助  　金を交付することができる。  ２　前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者に対しては、補助金は交付しない。  　(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に基づく確認を受けず、又は浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下  　　「法」という。）第５条第１項に基づく届出を行わないで合併処理浄化槽を設置する者  　(2)　専用住宅を借りている者  　(3)　販売の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築（改築を含む、以下同じ。）する者（以下「建築者」という。）  　(4)　申請者及び世帯員に市町村税等の滞納がある者  　(5)　遠賀町暴力団等排除条例（平成22年条例第５号）第３条第４号に規定する暴力団員でない者又は同条第５号に規定する暴  　　 力団関係者でない者  　(6)　国、県、町又は他団体からの助成を受け合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者  　(7)　その他町長が不適当と認める者 |

(※)法人の場合は、記名押印してください。